平成２６年（再イ）第１号
三重県伊勢市東豊浜町4531番地
再生債務者　中西　順一
1　決議に付する再生計画案　平成26年４月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月21日まで
平成26年４月30日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２５年（再イ）第１１号
香川県木田郡三木町大字上高岡543番地１
再生債務者　山村　武蔵（旧名武志）
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月28日まで
平成26年４月30日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（再イ）第２５号
香川県木田郡三木町大字上高岡543番地１
再生債務者　山村　宏美
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月28日まで
平成26年４月30日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（再イ）第４号
福岡県大牟田市健老町124番地３
再生債務者　荒木　照幸
1　決議に付する再生計画案　平成26年４月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月28日まで
平成26年４月30日
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（再イ）第１３号
鹿児島県霧島市国分上小川1671番地２
再生債務者　西　　和明
1　決議に付する再生計画案　平成26年４月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月28日まで
平成26年４月30日
鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２６年（再イ）第３号
名古屋市西区鳥見町２丁目22番地の１　パークシティ鳥見Ｂ棟410号
再生債務者　谷　　恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月26日付け再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第２６号
香川県小豆郡土庄町甲6145番地２
再生債務者　泊　　滿夫
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年４月30日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第２号
埼玉県越谷市大字袋山800番地17
再生債務者　菊池　雅也
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月19日まで
4　一般異議申述期間　平成26年６月２日から平成26年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再ロ）第１号
愛媛県東温市北方2608番地
再生債務者　野中　伸一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月28日から平成26年６月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第２号
鹿児島県姶良市加治木町反土1981番地１
再生債務者　濵田　貴光
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年６月11日から平成26年６月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２６年（再ロ）第１０号
大阪市北区万歳町３番８―507号
再生債務者　松田美代子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年６月５日から平成26年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１２号
埼玉県久喜市野久喜783番地12
再生債務者　笹森　正視
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年５月21日まで
平成26年４月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第２号
鹿児島県姶良市平松4981番地14
再生債務者　田島　智已
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年５月28日まで
平成26年４月30日
鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号
京都市南区唐橋経田町22番地、開始決定時の住所京都市東山区鞘町通五条下る２丁目大阪町373番地コーポ鴨川202号
再生債務者　川勝　芳美
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月17日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月25日
京都地方裁判所第５民事部

厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 26 年３月 31 日
厚生労働省共済組合代表者
厚生労働大臣　田村　憲久

第32条第１項の表中「$\frac{5.78}{1,000}$」を「$\frac{5.89}{1,000}$」に、「$\frac{42.71}{1,000}$」を「$\frac{43.05}{1,000}$」に、「$\frac{48.29}{1,000}$」を「$\frac{47.95}{1,000}$」に、「$\frac{11.56}{1,000}$」を「$\frac{11.78}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.78}{1,000}$」を「$\frac{5.89}{1,000}$」に、「$\frac{48.29}{1,000}$」を「$\frac{47.95}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成26年４月１日から施行する。
2　変更後の第32条第１項及び第２項の規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。